

(第一類 第七号)

第二十八回国会衆議院

社会労働委員会議録第十二号

五三八

昭和三十三年四月二十四日(木曜日)

午後三時三分開議

出席委員

委員長 森山 鈴司君

理事植村 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事野澤 清人君

理事八田 貞義君 理事澁井 義高君

理事八木 一男君

大橋 武夫君 加藤鑑五郎君

倉石 忠雄君 小島 徹三君

小林 郁君 田子 一民君

中山 マサ君 古川 文吉君

松浦周太郎君 亘 四郎君

赤松 勇君 岡本 隆一君

五島 虎雄君 多賀谷貢穂君

中原 健次君 長谷川 保君

山花 秀雄君 吉川 兼光君

出席政府委員

大蔵事務官 村上 一君

(主計局次長) 厚生事務官 太宰 博邦君

(大臣官房長) 厚生大臣官房長 堀 秀夫君

(公衆衛生局長) 労働事務官 山口 正義君

(労働基準監督官) 参議院議員 大矢 正君

委員外の出席者 参議院議員 山下 義信君

(主計官) 大藏事務官 川井 章知君

(主計官) 参議院議員 同(中村庸一君紹介)(第三三二九号)

国民健康保険法反対に關する請願

(岡本隆一君外三名紹介)(第三三二九号)

同(河野密君紹介)(第三三三七号)

地方衛生研究法制定に關する請願

(岡良一君紹介)(第三三四一號)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三三五号)

同(北山愛郎君紹介)(第三三三四号)

同(河野密君紹介)(第三三三九号)

同(高津正道君紹介)(第三三四一號)

同(大橋武夫君紹介)(第三四五八号)

同(大橋武夫君紹介)(第三三四二号)

けい肺及び外傷性せき橢障害の療養等に關する臨時措置法案(草葉隆國等)

君外六名提出、參法第一九号(予)等に關する臨時措置法案(參議院提出、參法第一九号)

結核医療法案(坂本昭君外七名提出、參法第二号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

四月二十三日

労働基準法等の一部を改正する法律

案(藤田藤太郎君外六名提出、參法第三号)(予)

は撤回された。

四月二十三日

けい肺及び外傷性せき橢障害に關する特別保護法の一部を改正する法律

案(大矢正君外六名提出、參法第三号)(予)

は撤回された。

四月二十三日

地方衛生研究所法制定に關する請願

外四件(神田博君紹介)(第三三一八六号)

同(中曾根康弘君紹介)(第三三一七号)

同(池田禎治君紹介)(第三三三〇号)

同(風見章君紹介)(第三三三一一号)

同(川俣清音君紹介)(第三三三一八号)

同(勝間田清一君紹介)(第三三三三号)

同(福田赳夫君紹介)(第三三一八八号)

同(栗林泉介君紹介)(第三三一八九号)

同(和田博雄君紹介)(第三三一九〇号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第三三三二号)

同(北山愛郎君紹介)(第三三三三四号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三三五号)

同(小松信太郎君紹介)(第三三三六号)

同(山崎始男君紹介)(第三三一九〇号)

同(中村庸一君紹介)(第三三一八四号)

同(志村茂治君紹介)(第三三一〇号)

同(高津正道君紹介)(第三三一四一號)

同(田中幾三郎君紹介)(第三三一四二号)

同(辻原弘市君紹介)(第三三三四二号)

同(辻原弘市君紹介)(第三三三四三号)

顧(岡本隆一君外三名紹介)(第三三一九三号)

民間電気治療禁止反対に關する請願(受田新吉君紹介)(第三三一九四号)

未帰還者留守家族援護法による療養給付期間延長等に關する請願(久野忠治君紹介)(第三三一九号)

生活保護法の一部改正に關する請願(井堀繁雄君紹介)(第三三三一〇号)

同(淡谷悠藏君紹介)(第三三三一四号)

同(稻村隆一君紹介)(第三三三一五号)

同(石橋政嗣君紹介)(第三三三一六号)

同(井手以誠君紹介)(第三三三一七号)

同(横山利秋君紹介)(第三三三五号)

同(吉田賢一君紹介)(第三三三五四号)

同(和田博雄君紹介)(第三三三五号)

同(中村時雄君紹介)(第三三三五六号)

同(吉川兼光君紹介)(第三三三五三号)

同(吉田賢一君紹介)(第三三三五四号)

同(和田博雄君紹介)(第三三三五五号)

同(猪俣繁雄君紹介)(第三三三一九号)

同(池田禎治君紹介)(第三三三三〇号)

同(風見章君紹介)(第三三三一一号)

同(川俣清音君紹介)(第三三三一八号)

同(勝間田清一君紹介)(第三三三三号)

同(福田赳夫君紹介)(第三三一八八号)

同(栗林泉介君紹介)(第三三一八九号)

同(和田博雄君紹介)(第三三一九〇号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第三三三二号)

同(北山愛郎君紹介)(第三三三三四号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三三五号)

同(小松信太郎君紹介)(第三三三六号)

同(山崎始男君紹介)(第三三一九〇号)

同(中村庸一君紹介)(第三三一八四号)

同(志村茂治君紹介)(第三三一〇号)

同(高津正道君紹介)(第三三一四一號)

同(田中幾三郎君紹介)(第三三一四二号)

同(佐々木更三君紹介)(第三三三四四号)

同(成田知巳君紹介)(第三三三四六号)

同(原茂君紹介)(第三三三四七号)

同(正木清君紹介)(第三三三四九号)

同(三鍋義三君紹介)(第三三三五〇号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第三三三五一号)

同(吉川兼光君紹介)(第三三三五三号)

同(吉田賢一君紹介)(第三三三五四号)

同(和田博雄君紹介)(第三三三五五号)

同(横山利秋君紹介)(第三三三五六号)

同(吉川兼光君紹介)(第三三三五三号)

同(吉田賢一君紹介)(第三三三五四号)

同(和田博雄君紹介)(第三三三五五号)

同(猪俣繁雄君紹介)(第三三三一九号)

同(池田禎治君紹介)(第三三三三〇号)

同(風見章君紹介)(第三三三一一号)

同(川俣清音君紹介)(第三三三一八号)

同(勝間田清一君紹介)(第三三三三号)

同(福田赳夫君紹介)(第三三一八八号)

同(栗林泉介君紹介)(第三三一八九号)

同(和田博雄君紹介)(第三三一九〇号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第三三三二号)

同(北山愛郎君紹介)(第三三三三四号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三三三五号)

同(小松信太郎君紹介)(第三三三六号)

同(山崎始男君紹介)(第三三一九〇号)

同(中村庸一君紹介)(第三三一八四号)

同(志村茂治君紹介)(第三三一〇号)

同(高津正道君紹介)(第三三一四一號)

同(田中幾三郎君紹介)(第三三一四二号)

同(辻原弘市君紹介)(第三三三三九号)

同(辻原弘市君紹介)(第三三三三九号)

同外四件(小平忠君紹介)(第三三四五四号)

の審査を本委員会に付託された。

四月二十四日

同和地区の不良住宅改善等に關する陳情書(広島県議会議長山中直彦)

陳情書(広島県議会議長山中直彦)

(第一〇二八号)

放射線生物学研究機関設置に關する陳情書外一件(広島県安芸郡府中町議會議長木暮外一名)(第一〇三七号)

陳情書外一件(広島県安芸郡府中町議會議長木暮外一名)(第一〇三七号)

陳情書外一件(江別市議會議長中村幸佐外一名)(第一〇四八号)

陳情書外一件(芦別市議會議長中村幸佐外一名)(第一〇四九号)

國際労働條約第八十七号批准促進に關する陳情書(鹿児島市議會議長牛飼市助)(第一〇四七号)

国民健康保険事業の育成強化に關する陳情書(鹿児島市議會議長牛飼市助)(第一〇四七号)

国民健康保険の國庫負担増額に關する陳情書(鹿児島市議會議長牛飼市助)(第一〇四七号)

國庫負担増額に關する陳情書(鹿児島市議會議長牛飼市助)(第一〇四七号)

の審査を本委員会に付託された。

1

(神戸市生田区海埠通八全日本海運会社労働組合連合会神戸地区協議会議長浜田喜盛外六名)(第一〇五五号)	二一〇 吊童福祉施設事業費増額に關する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇一〇号)	二五 労働基本権回復に關する請願
澤清人君外五名提出、衆法第二三号)	二一 保健保険法の一部改正する法(野澤清人君外五名提出、衆法第二三号)	二六 健康保険法改正に關する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇三号)
調理師法案(參議院提出、參法第一五号)	二二 千島軍属戦死者の待遇に關する請願(小坂善太郎君紹介)(第一〇四号)	二七 保健所費国庫補助率引上げに關する請願(古井喜實君紹介)(第二二六号)
請願(請願(加藤精三君紹介)等に関する臨時措置法案(參議院提出、參法第一九号)	二三 最低賃金制及び家内労働法制定に關する請願(島上善五郎君紹介)(第二〇五号)	二八 災害救助法の一部改正に關する請願(山中貞則君紹介)(第二二七号)
一 医業類似行為既存業者の業務存続に関する請願(中馬辰猪君紹介)	二四 医業類似行為既存業者の業務存続に関する請願(白瀬仁吉君紹介)	二九 引揚者給付金法の事務取扱緩和に關する請願(山中貞則君紹介)(第二八号)
二 引揚者等給付金法の事務取扱緩和に關する請願(中馬辰猪君紹介)(第八二三号)	一五 同(大西正道君紹介)(第三四一号)	三〇 東富士演習場三キヤンブの直用労務者解雇に伴う救済措置に関する請願(勝間田清一君紹介)(第二二九号)
三 災害救助法の一部改正に關する請願(中馬辰猪君紹介)(第八四号)	一六 国立療養所の給食費増額に關する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一〇七号)	三一 善春防止法の完全実施に關する請願(櫻細彌三君紹介)(第三九五号)
四 国民健康保険診療報酬支払基金制度設置に關する請願(吉川久衛君紹介)(第一九六号)	一七 同(三鍋義三君紹介)(第三六一号)	三二 保育所予算に關する請願(春日幸君紹介)(第三九六号)
五 薬事法改正に關する請願(田中武夫君紹介)(第一九七号)	一八 衛生検査技術者の身分法制定に関する請願(田中龍夫君紹介)(第二〇八号)	三四 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に關する請願(柳田秀一君紹介)(第四七八号)
六 同(池田清志君紹介)(第一九八号)	一九 日雇労働者健康保険法の改正に関する請願(花村四郎君紹介)(第二〇九号)	四五 同(山下榮一君紹介)(第四七八号)
七 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に關する請願(岡本隆一君紹介)(第一九九号)	二〇 同外一件(濱野清吾君紹介)(第二二〇号)	五六 同(池田清志君紹介)(第六〇四号)
八 日雇労働者健康保険法の一部改正に關する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇〇号)	二一 同(帆足計君紹介)(第二二二号)	六一 国立療養所の看護体制改革に関する請願(橋兼次郎君紹介)(第六〇五号)
九 保健所に対する国庫負担増額に關する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇一〇号)	二二 同(松岡駒吉君紹介)(第二二二号)	六二 保育所予算確保に關する請願(平田ヒデ君紹介)(第六〇七号)
同(山崎慶君紹介)(第二二四号)	二三 同(河本敏夫君紹介)(第四四九号)	六三 簡易水道普及に關する請願外一件(平田ヒデ君紹介)(第六〇八号)
三 満洲開拓義兵者遺族の処遇改善に関する請願(福田昌子君紹介)(第二二三号)	二四 同(唐澤俊樹君紹介)(第五〇三号)	六四 失業対策事業費全額国庫負担に關する請願(牧野良三君紹介)(第六〇九号)
四 結核後保護施策の恒久的制度確立に關する請願(唐澤深樹君紹介)(第二二二三号)	五一 同(橋本龍伍君紹介)(第六〇六号)	六五 精神衛生対策推進に關する請願(吉川久衛君紹介)(第六一一号)
五 保健所費に對する国庫負担増額に關する請願(黒金泰美君紹介)(第二二五号)	五二 職業訓練制度確立に關する請願(田中伊三次君紹介)(第五〇四号)	六六 結核後保護施策の恒久的制度確立に關する請願(吉川久衛君紹介)(第六一二二号)
同(小川半次君紹介)(第六〇五号)	五六 同(島村一郎君紹介)(第五〇五号)	六七 国民健康保険の療養給付費国庫補助増額に關する請願(吉川久

六八	國立療養所の給食費引上げに 関する請願(勝間田清一君紹介) (第六四一号)	四号)
六九	國立療養所の給食費増額に關 する請願(中村時雄君紹介)(第六 四二号)	五号)
七〇	國民障害年金法制定に關する 請願(田中幾三郎君紹介)(第六四 三号)	六号)
七一	保育所予算に關する請願(春 日一幸君紹介)(第六六八号)	七号)
七二	日雇労働者健康保険法の改正 に關する請願(田中武夫君紹介)	八号)
七三	同(宇都宮徳馬君紹介)(第七六 二七号)	九号)
七四	同(中原健次君紹介)(第七六 八号)	一〇号)
七五	簡易水道普及に關する請願 (田中武夫君紹介)(第六七〇号)	一一号)
七六	医業類似行為既存業者の業務 存続に關する請願(田中武夫君紹 介)(第六七二号)	一二号)
七七	同(薩摩雄次君紹介)(第七二 八号)	一三号)
七八	同(田原春次君紹介)(第七六 一号)	一四号)
七八	同(田原春次君紹介)(第七六 二七号)	一五号)
九一	国民健康保険の療養給付費国 庫補助増額に關する請願(松平忠 久君紹介)(第七六四号)	一六号)
九二	精神衛生対策推進に關する請 願(松平忠久君紹介)(第七六四号)	一七号)
九三	同(阿左美廣治君紹介)(第八 五七号)	一八号)
九四	下水道整備促進に關する請願 (池田清志君紹介)(第七八四号)	一九号)
九五	社会保険診療報酬引上げに關 する請願(池田清志君紹介)(第七 八五号)	二〇号)
九六	保育所予算確保に關する請願 (加藤鎌五郎君紹介)(第八一五号)	二一号)
九七	老齢者、有子未亡人及び身体 障害者等の年金制度に關する請願 (小林信一君紹介)(第八一六号)	二二号)
九八	社会保険診療報酬引上げ反対 する請願(小牧次生君紹介)(第七 二三号)	二三号)
八一	国民年金制度創設に關する請 願(村上勇君紹介)(第七一九号)	二四号)
八二	里帰り婦女子の待遇改善に關 する請願(小牧次生君紹介)(第七 二三号)	二五号)
八三	同(伊東隆治君紹介)(第七一 二号)	二六号)
八四	同(中馬辰猪君紹介)(第七二 一号)	二七号)
八五	職業訓練制度確立に關する請 願(中村三之丞君紹介)(第七二六 号)	二八号)
八六	烈風被害に対し災害救助法發 動に關する請願(鈴木善幸君紹介) (第七二九号)	二九号)
八七	生活保護法の保護基準率及び 実施要領に關する請願(鈴木善幸 君紹介)(第七三〇号)	三〇号)
八八	社会保険診療報酬引上げに關 する請願(中馬辰猪君紹介)(第七 一三号)	三一号)
八九	結核後保護施策の恒久的制度 確立に關する請願(松平忠久君紹 介)(第七六二号)	三二号)
九〇	国民健康保険の療養給付費国 庫補助増額に關する請願(松平忠 久君紹介)(第七六三号)	三三号)
一〇一	衛生検査技術者の身分法制 定に關する請願(山花秀雄君紹介) (第八三五号)	三四号)
一〇二	同(田中龍夫君紹介)(第九 四三号)	四五号)
一〇三	薬事法改正に關する請願 (平田ヒデ君紹介)(第八三四号)	四五号)
一〇四	衛生検査技術者の身分法制 定に關する請願(山花秀雄君紹介) (第八三五号)	四五号)
一〇五	同(植村武一君紹介)(第八 五八号)	四五号)
一〇六	同(小林郁君紹介)(第八五 九号)	四五号)
一〇七	同(松浦周太郎君紹介)(第八 八六〇号)	四五号)
一〇八	同(五島虎雄君紹介)(第八 八六号)	四五号)
一一〇	同(田子一民君紹介)(第八 八七号)	四五号)
一一一	同(中原健次君紹介)(第八 八九号)	四五号)
一一二	同(西村彰一君紹介)(第八 九〇号)	四五号)
一一三	同(草野一郎平君紹介)(第九 九四号)	四五号)
一一四	同(長谷川保君紹介)(第九 九四号)	四五号)
一一五	同(吉川兼光君紹介)(第九 九五号)	四五号)
一一六	精神衛生対策推進に關する請 願(原茂君紹介)(第九四六号)	四五号)
一一七	結核後保護施策の恒久的制 度確立に關する請願(原茂君紹介) (第九四七号)	四五号)
一一八	国民健康保険の療養給付費 国庫補助増額に關する請願(原茂 君紹介)(第九四八号)	四五号)
一一九	衛生検査技術者の身分法制 定に關する請願(坂本泰良君紹介) (第一〇三〇号)	四五号)
一二〇	同(山花秀雄君紹介)(第一〇 三一號)	四五号)
一二一	同(安藤覺君紹介)(第一〇 三二號)	四五号)
一二二	同(櫻井奎夫君紹介)(第一 〇三三號)	四五号)
一二三	同(櫻井奎夫君紹介)(第一 〇三四號)	四五号)
一二四	同(櫻井奎夫君紹介)(第一 〇三五號)	四五号)
一二五	失業対策事業等に關する請 願(赤路友藏君紹介)(第九九九七 号)	五六号)
一二六	身体障害者年金法制定等に 關する請願(有馬輝武君紹介)(第 九九九号)	五六号)
一二七	失業対策事業等に關する請 願(井堀繁雄君紹介)(第一〇 三〇号)	五六号)
一二八	国民健康保険の療養給付費 国庫負担に關する請願(八木 一郎君紹介)(第九七三号)	五六号)

施に關する請願（山口丈太郎君紹介）（第一四〇四号）	二四九 同（奥村又十郎君紹介）（第一四〇四号）
一二三 清掃施設に對する國庫補助 増額等に關する請願（山口丈太郎君紹介）（第一四〇五号）	一三三 同（川野芳滿君紹介）（第一六三一号）
一三四 日本バルブ會議に關する請願（安平鹿一君外二名紹介）（第一四〇六号）	一五〇 同（川野芳滿君紹介）（第一六三一号）
一三五 引揚者給付金等支給法の一 部改正に關する請願（高橋頼一君紹介）（第一五一三号）	一五二 同（菅太郎君紹介）（第一六三一号）
一三六 同（龍山孝一君紹介）（第一六八六号）	一五三 同（北玲吉君紹介）（第一六三五号）
一三七 同（小林郁君紹介）（第一六七八号）	一五四 同（北村德太郎君紹介）（第一六三六号）
一三八 同外一件（山崎始男君紹介）（第一六八八号）	一五六 同（北玲吉君紹介）（第一六三七号）
一三九 衛生検査技術者の身分法制定に關する請願（保科善四郎君紹介）（第一五二四号）	一五七 同（小島徵三君紹介）（第一六三九号）
一四〇 医業類似行為既存業者の業務存続に關する請願（足立篤郎君紹介）（第一五六二号）	一五八 同（小山長規君紹介）（第一六四〇号）
一四一 同（相川勝六君紹介）（第一六一三号）	一五九 同（綾繩彌三君紹介）（第一六四一号）
一四二 同（荒船清十郎君紹介）（第一六四二号）	一六〇 同（河本敏夫君紹介）（第一六四三号）
一四三 同（池田正之輔君紹介）（第一六一五号）	一六一 同（齊藤憲三君紹介）（第一六四一号）
一四四 同（植原悅一郎君紹介）（第一六一七号）	一六二 同（椎名隆君紹介）（第一六四一号）
一四五 同（日井莊一君紹介）（第一六二六号）	一六三 同（重政誠之君紹介）（第一六四五号）
一四六 同（大島秀一君紹介）（第一六二八号）	一六四 同（島村一郎君紹介）（第一六四六号）
一四七 同（大野市郎君紹介）（第一六二九号）	一六五 同（首藤新八君紹介）（第一六四七号）
一四八 同（岡崎英城君紹介）（第一六三〇号）	一六六 同（世耕弘一君紹介）（第一六四八号）
二四九 同（田口長治郎君紹介）（第一六三〇号）	一六七 同（關谷勝利君紹介）（第一六六八号）
二五〇 同（田中伊三次君紹介）（第一六三一号）	一六八 同（西村力弥君紹介）（第一六六七号）
二五〇 同（田中彰治君紹介）（第一六五二号）	一六九 同（西村直己君紹介）（第一六六六号）
二七〇 同（田中彰治君紹介）（第一六五二号）	一七八 同（西村力弥君紹介）（第一六六五号）
二七一 同（田中龍夫君紹介）（第一六五三号）	一七八 同（西村直己君紹介）（第一六六五号）
二七二 同（高岡大輔君紹介）（第一六五三号）	一七一 同（高見三郎君紹介）（第一五六四号）
二七三 同（高瀬傳君紹介）（第一六五五号）	一七二 同（高橋等君紹介）（第一五六四号）
二七四 同（高橋等君紹介）（第一六五五号）	一七三 同（高見三郎君紹介）（第一五六四号）
二七五 同（高見三郎君紹介）（第一六五七号）	一七四 同（高見三郎君紹介）（第一五六四号）
二七六 同（竹山祐太郎君紹介）（第一六五八号）	一七五 同（高見三郎君紹介）（第一六五七号）
二七七 同外一件（渡海元三郎君紹介）（第一六五九号）	一七六 同（竹山祐太郎君紹介）（第一六五八号）
二七八 同（戸塚九一郎君紹介）（第一六六〇号）	一七七 同（竹山祐太郎君紹介）（第一六五九号）
二七九 同外一件（中嶋太郎君紹介）（第一六六一号）	一七八 同（中村梅吉君紹介）（第一六六一号）
二八〇 同（河本敏夫君紹介）（第一六六二号）	一七八 同（中村梅吉君紹介）（第一六六二号）
二八一 同（中村庵一郎君紹介）（第一六六三号）	一八〇 同（中村梅吉君紹介）（第一六六三号）
二八二 同（永山忠則君紹介）（第一六六四号）	一八一 同（永山忠則君紹介）（第一六六四号）
二八三 同（一階堂進君紹介）（第一六六五号）	一八二 同（永山忠則君紹介）（第一六六五号）
二八四 同（西村直己君紹介）（第一六六六号）	一八三 同（西村直己君紹介）（第一六六六号）
二八五 同（吉田茂君紹介）（第一六六七号）	一八四 同（吉田茂君紹介）（第一六六七号）
二八六 同（吉田茂君紹介）（第一六六八号）	一八五 同（吉田茂君紹介）（第一六六八号）
二八七 同（久保田豊君紹介）（第一六六九号）	一八六 同（久保田豊君紹介）（第一六六九号）
二八八 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）	一八七 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）
二八九 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）	一八八 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）
二九〇 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）	一八九 同（鶴見英城君紹介）（第一六七〇号）
二九一 同（林讓治君紹介）（第一六七〇号）	一九〇 同（林讓治君紹介）（第一六七〇号）
二九二 同（廣川弘禪君紹介）（第一六七〇号）	一九一 同（秋博君紹介）（第一六七〇号）
二九三 同（福井順一君紹介）（第一六七〇号）	一九二 同（廣川弘禪君紹介）（第一六七〇号）
二九四 同（伊藤卯四郎君紹介）（第一六七〇号）	一九三 同（福井順一君紹介）（第一六七〇号）
二九五 同（堀川恭平君紹介）（第一六七〇号）	一九四 同（堀川恭平君紹介）（第一六七〇号）
二九六 同（眞鍋鐵十君紹介）（第一六七八号）	一九五 同（堀川恭平君紹介）（第一六七〇号）
二九七 同（戸塚九一郎君紹介）（第一六七八号）	一九六 同（眞鍋鐵十君紹介）（第一六七八号）
二九八 同（前田房之助君紹介）（第一六七八号）	一九七 同（前田房之助君紹介）（第一六七八号）
二九九 同（森下國雄君紹介）（第一六七八号）	一九八 同（松山義雄君紹介）（第一六七八号）
三〇〇 同（山手滿男君紹介）（第一六七八号）	一九九 同（森下國雄君紹介）（第一六七八号）
三〇一 同（山村新治郎君紹介）（第一六七八号）	二〇〇 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三〇二 同（山本友一君紹介）（第一六七八号）	二〇一 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三〇三 同（吉田茂君紹介）（第一六七八号）	二〇二 同（木原津與志君紹介）（第一六七八号）
三〇四 樺太引揚韓国人援護に關する請願（島上善五郎君紹介）（第一六七八号）	二〇三 同（木原津與志君紹介）（第一六七八号）
三〇五 引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願（大高康君紹介）（第一六七八号）	二〇四 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三〇六 同（北澤直吉君紹介）（第一六七八号）	二〇五 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三〇七 同（塚原俊郎君紹介）（第一六七八号）	二〇六 同（塚原俊郎君紹介）（第一六七八号）
三〇八 同（中山榮一君紹介）（第一六七八号）	二〇七 同（塚原俊郎君紹介）（第一六七八号）
三〇九 医業類似行為既存業者の業務存続に關する請願（淺沼稻次郎君紹介）（第一七七七号）	二〇八 同（塚原俊郎君紹介）（第一六七八号）
三一〇 同（井端繁雄君紹介）（第一七七九号）	二〇九 同（井端繁雄君紹介）（第一六七八号）
三一一 同（伊藤卯四郎君紹介）（第一七七九号）	二一〇 同（伊藤卯四郎君紹介）（第一六七八号）
三一二 同（猪俣浩三君紹介）（第一七七九号）	二一一 同（猪俣浩三君紹介）（第一六七八号）
三一二 同（今村等君紹介）（第一七八二号）	二一二 同（今村等君紹介）（第一六七八号）
三二三 同（石田宥全君紹介）（第一七八一号）	二一三 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二四 同（今村等君紹介）（第一七八二号）	二一四 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二五 同（小川豊明君紹介）（第一七八三号）	二一五 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二六 同（川俣清音君紹介）（第一七八三号）	二一六 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二七 同（片島港君紹介）（第一七八四号）	二一七 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二八 同（片島港君紹介）（第一七八四号）	二一八 同（片島港君紹介）（第一六七八号）
三二九 同（木原津與志君紹介）（第一七八四号）	二一九 同（木原津與志君紹介）（第一六七八号）
三三〇 同（久保田豊君紹介）（第一七八四号）	二二〇 同（久保田豊君紹介）（第一六七八号）
三三一 同（志村茂治君紹介）（第一七八四号）	二二一 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三三二 同外二件（五島虎雄君紹介）（第一七八九号）	二二二 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三三三 同（志村茂治君紹介）（第一七八九号）	二二三 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三三四 同（田中武夫君紹介）（第一七八九号）	二二四 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）
三三五 同（室森芳夫君紹介）（第一七八九号）	二二五 同（志村茂治君紹介）（第一六七八号）

- | | |
|--|--|
| 三三六 同(中村時雄君紹介) (第一
一八七一号) | 三四五 同(前田榮之助君紹介) (第
二九三二号) |
| 七九四号) | 三四六 同(松岡駒吉君紹介) (第一
一八七二号) |
| 三三七 同(長谷川保君紹介) (第一
一七九六号) | 三四七 同(松原喜之次君紹介) (第
一七八四号) |
| 三三九 同(山田長司君紹介) (第一
七九七号) | 三四八 同(山口文太郎君紹介) (第
一七八三号) |
| 三三〇 同(横錢重吉君紹介) (第一
七九八号) | 三四九 同(森本靖君紹介) (第一
一七八五号) |
| 三三一 同(吉川兼光君紹介) (第一
八九九号) | 三四九 同(山田長司君紹介) (第
一七八六号) |
| 三三二 同(井岡大治君紹介) (第一
八五八号) | 三五〇 同(山下榮一君紹介) (第一
八七七号) |
| 三三三 同(井上良二君紹介) (第一
八六一号) | 三五一 同(吉田賢一君紹介) (第一
八七八号) |
| 三三五 同(加賀田進君紹介) (第一
八六三号) | 三五二 同(吉田賢一君紹介) (第一
八七八号) |
| 三三四 同(大西正道君紹介) (第一
八六三号) | 三五三 同(衛生検査技術者の身分法制
定に関する請願(井谷正吉君紹介)
(第一八〇〇号) |
| 三三六 同(上林與市郎君紹介) (第
一八六二号) | 三五四 同(菅太郎君紹介) (第一
九三三号) |
| 三三七 同(神近市子君紹介) (第一
八六三号) | 三五六 同(国民障害年金法制定に關す
る請願(徳安實藏君外二名紹介)
(第一八〇一号) |
| 三三八 同(久保田鶴松君紹介) (第
一八六四号) | 三五五 同(有田喜一君紹介) (第一
九三五号) |
| 三三九 同(河野密君紹介) (第一
六五号) | 三五六 同(石坂繁君紹介) (第一
九三五号) |
| 三四〇 同(佐々木良作君紹介) (第
一八六六号) | 三五七 同(菅野和太郎君紹介) (第
一九三六号) |
| 三四一 同(佐竹新市君紹介) (第一
六五号) | 三五八 同(木崎茂勇君紹介) (第一
九三七号) |
| 三四二 同(櫻井奎天君紹介) (第一
八六八号) | 三五九 同(清瀬清人君紹介) (第一
九三八号) |
| 三四三 同(西村榮一君紹介) (第一
八六九号) | 三六〇 民間電気治療營業存続に關
する請願(芦田均君紹介) (第一九
二八号) |
| 三四四 同(平岡忠次郎君紹介) (第
一八七〇号) | 三六一 民間電気治療營業禁止反対 |
| 三六二 民間電気治療營業存続に關
する請願(芦田均君紹介) (第一九
四四号) | 三六二 同(古川丈吉君紹介) (第二
〇〇五号) |
| 三六三 同(大島秀一君紹介) (第二
〇〇五号) | 三六三 同(古川丈吉君紹介) (第二
〇〇六号) |
| 三六四 同(田子一民君紹介) (第二
〇〇六号) | 三六四 同(古川丈吉君紹介) (第二
〇〇七号) |
| 三六五 同(佐々木秀世君紹介) (第
一七八号) | 三六五 同(古川丈吉君紹介) (第二
〇〇七号) |
| 三六六 医業類似行為既存業者の業
務存続に關する請願(青木正君紹
介) (第一九三一号) | 三六六 医業類似行為既存業者の業
務存続に關する請願(青木正君紹
介) (第一九三一号) |
| 三六七 同(淺香忠雄君紹介) (第一
九三三号) | 三六七 同(古川丈吉君紹介) (第一
九三三号) |
| 三六八 同(有田喜一君紹介) (第一
九三三号) | 三六八 同(有田喜一君紹介) (第一
九三三号) |
| 三六九 同(石坂繁君紹介) (第一
九三五号) | 三六九 同(吉田賢一君紹介) (第一
九三五号) |
| 三七〇 同(遠藤三郎君紹介) (第一
九三五号) | 三七〇 同(菅野和太郎君紹介) (第
一九三六号) |
| 三七一 同(菅野和太郎君紹介) (第
一九三六号) | 三七一 同(清瀬清人君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七二 同(木崎茂勇君紹介) (第
一九三七号) | 三七二 同(木崎茂勇君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七三 同(清瀬清人君紹介) (第
一九三七号) | 三七三 同(清瀬清人君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七四 同(黒金泰美君紹介) (第
一九三七号) | 三七四 同(黒金泰美君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七五 同(小西寅松君紹介) (第
一九三七号) | 三七五 同(小西寅松君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七六 同(白瀬仁吉君紹介) (第
一九三七号) | 三七六 同(白瀬仁吉君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七七 同(世耕弘一君紹介) (第
一九三七号) | 三七七 同(世耕弘一君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七八 同(高橋達之助君紹介) (第
一九三七号) | 三七八 同(高橋達之助君紹介) (第一
九三七号) |
| 三七九 同(千葉三郎君紹介) (第
一九三七号) | 三七九 同(千葉三郎君紹介) (第一
九三七号) |
| 三八〇 同(内藤友明君紹介) (第一
九四五号) | 三八〇 同(内藤友明君紹介) (第一
九四五号) |
| 三八一 同(中川俊恩君紹介) (第一
九四六号) | 三八一 同(中川俊恩君紹介) (第一
九四六号) |
| 三八二 同(並木芳雄君紹介) (第一
九四七号) | 三八二 同(並木芳雄君紹介) (第一
九四七号) |
| 三八三 同(馬場元治君紹介) (第一
九四八号) | 三八三 同(馬場元治君紹介) (第一
九四八号) |
| 三八四 同(原健三郎君紹介) (第一
九四九号) | 三八四 同(原健三郎君紹介) (第一
九四九号) |
| 三八五 同(船田中君紹介) (第一
九五〇号) | 三八五 同(船田中君紹介) (第一
九五〇号) |
| 三八六 同(高村坂彥君紹介) (第一
九五一号) | 三八六 同(高村坂彥君紹介) (第一
九五一号) |
| 三八七 同(古川丈吉君紹介) (第一
九五二号) | 三八七 同(古川丈吉君紹介) (第一
九五二号) |
| 三八八 同(前田房之助紹介) (第一
九五三号) | 三八八 同(前田房之助紹介) (第一
九五三号) |
| 三八九 同(松浦東介君紹介) (第一
九五四号) | 三八九 同(松浦東介君紹介) (第一
九五四号) |
| 三九〇 同(松田竹千代君紹介) (第
一九五五号) | 三九〇 同(松田竹千代君紹介) (第
一九五五号) |
| 三九一 同(森清君紹介) (第一九五
六号) | 三九一 同(森清君紹介) (第一九五
六号) |
| 三九二 同(山口好一君紹介) (第一
九五七号) | 三九二 同(山口好一君紹介) (第一
九五七号) |
| 三九三 同(山口好一君紹介) (第一
九五七号) | 三九三 同(山口好一君紹介) (第一
九五七号) |
| 三九四 同(有馬英治君紹介) (第一
九五八号) | 三九四 同(有馬英治君紹介) (第一
九五八号) |
| 三九五 同(野澤清人君紹介) (第一
九五八号) | 三九五 同(野澤清人君紹介) (第一
九五八号) |
| 三九六 同(稻葉修君紹介) (第一
九五九号) | 三九六 同(稻葉修君紹介) (第一
九五九号) |
| 三九七 同(内田常雄君紹介) (第一
九六〇号) | 三九七 同(内田常雄君紹介) (第一
九六〇号) |
| 三九八 同(大高康君紹介) (第一
九六一号) | 三九八 同(大高康君紹介) (第一
九六一号) |
| 三九九 同(鹿野彦吉君紹介) (第一
九六二号) | 三九九 同(鹿野彦吉君紹介) (第一
九六二号) |
| 四〇〇 同(川村善八郎君紹介) (第
一〇一三号) | 四〇〇 同(川村善八郎君紹介) (第
一〇一三号) |
| 四〇一 同(菊池義郎君紹介) (第二
〇一六号) | 四〇一 同(菊池義郎君紹介) (第二
〇一六号) |
| 四〇二 同(佐々木秀世君紹介) (第
一〇一六号) | 四〇二 同(佐々木秀世君紹介) (第
一〇一六号) |
| 四〇三 同(小平久雄君紹介) (第一
〇一七八号) | 四〇三 同(小平久雄君紹介) (第一
〇一七八号) |
| 四〇四 同(周東英雄君紹介) (第一
〇一九号) | 四〇四 同(周東英雄君紹介) (第一
〇一九号) |
| 四〇五 同(塚原俊郎君紹介) (第一
〇二一号) | 四〇五 同(塚原俊郎君紹介) (第一
〇二一号) |
| 四〇六 同(高村坂彥君紹介) (第一
〇二〇号) | 四〇六 同(高村坂彥君紹介) (第一
〇二〇号) |
| 四〇七 同(塚原俊郎君紹介) (第一
〇二二号) | 四〇七 同(塚原俊郎君紹介) (第一
〇二二号) |
| 四〇八 同(中島茂喜君紹介) (第一
〇二三号) | 四〇八 同(中島茂喜君紹介) (第一
〇二三号) |
| 四〇九 同(中村寅太君紹介) (第一
〇二三号) | 四〇九 同(中村寅太君紹介) (第一
〇二三号) |
| 四一〇 同(永山忠則君紹介) (第一
〇二四号) | 四一〇 同(永山忠則君紹介) (第一
〇二四号) |
| 四一一 同(野澤清人君紹介) (第一
〇二五号) | 四一一 同(野澤清人君紹介) (第一
〇二五号) |
| 四一二 同(野田武夫君紹介) (第一
〇二六号) | 四一二 同(野田武夫君紹介) (第一
〇二六号) |
| 四一二 同(平塚常次郎君紹介) (第一
〇二七号) | 四一二 同(平塚常次郎君紹介) (第一
〇二七号) |
| 四一四 同(大倉三郎君紹介) (第一
〇二九号) | 四一四 同(大倉三郎君紹介) (第一
〇二九号) |
| 四一五 同(町村金五君紹介) (第一
〇二九号) | 四一五 同(町村金五君紹介) (第一
〇二九号) |
| 四一六 同(松田鐵藏君紹介) (第一
〇三〇号) | 四一六 同(松田鐵藏君紹介) (第一
〇三〇号) |
| 四一七 同(山崎謙君紹介) (第一
〇三一號) | 四一七 同(山崎謙君紹介) (第一
〇三一號) |

四三七 同(風見草君紹介) (第一〇八二号)	四五六 同(横山利秋君外二名紹介) (第一一九八号)
四三八 同(小平忠君紹介) (第一一〇五三号)	四五七 引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(野澤清人君外三名紹介)(第一一九五九号)
四二〇 同(須磨彌吉郎君紹介) (第一一〇五二号)	四三九 同(島上善五郎君紹介) (第一一〇八四号)
四二一 同(永田正之輔君紹介) (第一一〇五二号)	四五〇 同(永井勝次郎君紹介) (第一一〇八五月)
四二二 同(永田亮一君紹介) (第一一〇五三号)	四五一 同(野原覺君紹介) (第一一〇八六号)
四二三 同(池田正之輔君紹介) (第一一〇五四号)	四五二 同(原彪君紹介) (第一一〇七八号)
四二四 同外三件(池田正之輔君紹介) (第一一〇五六号)	四五三 同(芳賀寅君紹介) (第一一〇八八号)
四二五 同(受田新吉君紹介) (第一一〇六一号)	四五四 同(福田昌子君紹介) (第一一〇九〇号)
四二六 同外二件(千葉三郎君紹介) (第一一〇六二号)	四五五 同(正木清君紹介) (第一一〇九一号)
四二七 同外十一件(受田新吉君紹介) (第一一〇六三号)	四五六 同(三宅正一君紹介) (第一一〇九二号)
四二八 同(吉川兼光君紹介) (第一一〇六四号)	四五七 同(福田昌子君紹介) (第一一〇九三号)
四二九 医業類似行為既存業者の業務存続に関する請願(青野武一君紹介) (第一一〇七五号)	四五八 同(横路節雄君紹介) (第一一〇九四号)
四三〇 同(石野久男君紹介) (第一一〇七六号)	四五九 同(池田頼治君紹介) (第一一〇九五号)
四三一 同(今澄勇君紹介) (第一一〇七七号)	四五〇 同(河野正君紹介) (第一一〇九六号)
四三二 同(石村英雄君紹介) (第一一〇七八号)	四五一 同(渡邊惣藏君紹介) (第一一〇九七号)
四三三 同(受田新吉君紹介) (第一一〇七九号)	四五二 同(河野正君紹介) (第一一〇九八号)
四三五 同(大矢省三君紹介) (第一一〇八〇号)	四五三 同(松本七郎君紹介) (第一一〇九九号)
四三四 同(岡田春夫君紹介) (第一一〇八一号)	四五四 職業訓練制度確立に関する請願(加藤鎌五郎君紹介) (第一一〇四号)
四三六 同(田ヒデ君紹介) (第一一〇八二号)	四五五 同(足鹿覺君紹介) (第一一〇四号)
四三七 同(福井盛太君紹介) (第一一〇八三号)	四五六 同(島村一郎君紹介) (第一一三〇号)
四三八 同(高橋英城君紹介) (第一一三〇号)	四五七 同(古井喜實君紹介) (第一一三一一号)
四三九 同(橋本龍伍君紹介) (第一一三二号)	四五八 同(岡崎英城君紹介) (第一一三二二号)
四四〇 同(原彪君紹介) (第一一三三号)	四五九 同(山本正一君紹介) (第一一三三三号)
四四一 同(野原覺君紹介) (第一一三三七号)	四五一 医療保障制度確立に関する請願(山本正一君紹介) (第一一三三三号)
四四二 同(原彪君紹介) (第一一三三七号)	四五二 国立病院等の医師、看護婦の産休のための定員確保に関する請願(保科善四郎君紹介) (第一一三三三号)
四四三 同(芳賀寅君紹介) (第一一三三七号)	四五三 社会保険の給付内容改善等に関する請願(原彪君紹介) (第一一三三三号)
四四四 同(福田昌子君紹介) (第一一三三七号)	四五四 同(神田大作君紹介) (第一一三三三号)
四四五 同(正木清君紹介) (第一一三三九号)	四五五 同(神田大作君紹介) (第一一三三三号)
四四六 同(三宅正一君紹介) (第一一三三九号)	四五六 同(原彪君紹介) (第一一三三三号)
四四七 同(福田昌子君紹介) (第一一三三九号)	四五七 同(橋本龍伍君紹介) (第一一三三三号)
四四八 同(横路節雄君紹介) (第一一三三九号)	四五八 同(横地文平君紹介) (第一一三三三号)
四四九 同(渡邊惣藏君紹介) (第一一三三九号)	四五九 同(市町村範囲拡大に関する請願) (山花秀雄君紹介) (第一一三三三号)
四五〇 同(河野正君紹介) (第一一三三九号)	四五〇 同(市町村範囲拡大に関する請願) (山花秀雄君紹介) (第一一三三三号)
四五一 同(河野正君紹介) (第一一三三九号)	四五一 同(日雇労働者健康保険の指定市町村範囲拡大に関する請願) (三宅正一君紹介) (第一一三三三号)
四五二 同(高橋英城君紹介) (第一一三三九号)	四五二 同(日雇労働者の賃金引上げ等に関する請願) (松澤雄藏君紹介) (第一一三三三号)
四五三 同(松本七郎君紹介) (第一一三三九号)	四五三 同(松澤雄藏君紹介) (第一一三三三号)
四五四 職業訓練制度確立に関する請願(竹内俊吉君紹介) (第一一三三三号)	四五四 同(武藤道十郎君紹介) (第一一三三三号)
四五五 同(大矢省三君紹介) (第一一三三三号)	四五五 同(高橋英城君紹介) (第一一三三三号)
四五六 職業訓練制度確立に関する請願(高橋英城君紹介) (第一一三三三号)	四五六 同(山崎始男君紹介) (第一一三三三号)
四五七 同(福井盛太君紹介) (第一一三三三号)	四五七 同(山崎始男君紹介) (第一一三三三号)
四五八 結核対策に関する請願(平田ヒデ君紹介) (第一一三三三号)	四五八 同(山崎始男君紹介) (第一一三三三号)
四五九 生活保護法の基準額引上げに関する請願(神田大作君紹介) (第一一三三三号)	四五九 同(山崎始男君紹介) (第一一三三三号)
五〇〇 同(福井盛太君紹介) (第一一三三三号)	五〇〇 同(山崎始男君紹介) (第一一三三三号)

- 三二五号)
- 五〇二 同外一件(山花秀雄君紹介)
(第三二六号)
- 五〇三 日雇労働者健康保険法の改
正に關する請願外一件(西ヶ久保
重光君紹介)(第三三七号)
- 五〇四 同(神田大作君紹介)(第二
三八号)
- 五〇五 結核後保護施策の恒久的制
度確立に關する請願外一件(西ヶ
久保重光君紹介)(第三三九号)
- 五〇六 同(神田大作君紹介)(第二
三〇号)
- 五〇七 結核治療費の全額国庫負担
制度確立に關する請願(神田大作
君紹介)(第三三三一号)
- 五〇八 國立療養所の統合、廃止反
対に關する請願(神田大作君紹介)
(第三三三二号)
- 五〇九 同(栗原俊夫君紹介)(第二
三三三三号)
- 五一〇 國立病院等の燃料費増額に
關する請願(神田大作君紹介)(第
三三三四号)
- 五一一 同(武藤運十郎君紹介)(第
三三三五号)
- 五一二 結核児童の療養に關する請
願(神田大作君紹介)(第三三三六
号)
- 五一三 同(武藤運十郎君紹介)(第
三三三七号)
- 五一四 新医療体系案の内容改善に
關する請願(岡崎英城君紹介)(第
三三三八号)
- 五一五 國民健康保険の療養給付費
国庫補助増額に關する請願(神田
大作君紹介)(第三三三九号)
- 五一六 戰傷病療養者の保障に關す
る請願(神田大作君紹介)(第三
三三三九号)
- 五一七 付添看護基準引上げ等に關
する請願(原彪君紹介)(第二三四
号)
- 五一八 公私立病院における作業療
法認可に關する請願(原彪君紹介)
(第三三四一号)
- 五一九 国立病院等における看護婦
の産休のための定員確保に關する
請願(福田昌子君紹介)(第二三四
三号)
- 五二〇 健康保険の療養給付費増額
等に關する請願(帆足計君紹介)
(第三三四四号)
- 五二一 健康保険家族給付の増額に
關する請願(帆足計君紹介)(第二
三四五号)
- 五二二 結核予防に關する請願(山
花秀雄君紹介)(第三三四六号)
- 五二三 傷病手当の給付期間延長等
に關する請願(山花秀雄君紹介)
(第三三四七号)
- 五二四 結核予防法予算の増額等に
關する請願(山花秀雄君紹介)(第
三三四八号)
- 五二五 國立病院等の給食費増額及
び看護設備改善に關する請願(山
花秀雄君紹介)(第三三四九号)
- 五二六 結核回復者寮の増設に關す
る請願(山花秀雄君紹介)(第三三
五〇号)
- 五二七 医療保障制度確立に關する
請願(小泉純也君紹介)(第二三四
六号)
- 五二八 同外一件(野田武夫君紹介)
(第二四五二号)
- 五二九 結核治療費の全額国庫負担
制度確立に關する請願外一件(栗
原俊夫君紹介)(第三三八七号)
- 五三〇 同(山花秀雄君紹介)(第二
四五三号)
- 五三一 國立病院等の医師、看護婦
等に關する請願(長谷川四郎君
紹介)(第三三八八号)
- 五三二 同(武藤運十郎君紹介)(第
二三八九号)
- 五三三 同(石野久男君紹介)(第二
二三三号)
- 五三四 國立療養所の統合、廃止反
対に關する請願(長谷川四郎君紹
介)(第三三九〇号)
- 五三五 民間電気治療官業禁止反対
に關する請願外五件(浦美省吾君
紹介)(第二四六九号)
- 五三六 同外十一件(河野密君紹介)
(第二四七〇号)
- 五三七 同外三件(佐竹新市君紹介)
(第二四七一号)
- 五三八 同外五件(野田武夫君紹介)
(第二四七二号)
- 五三九 同外四件(古川丈吉君紹介)
(第二四七三号)
- 五四〇 同外七件(福田昌子君紹介)
(第二四七四号)
- 五四一 同外二十四件(眞鍋儀十君
紹介)(第二四七五号)
- 五四二 同外四件(水谷長三郎君紹
介)(第二四七六号)
- 五四三 同外六件(山花秀雄君紹介)
(第二四七七号)
- 五四四 引揚者給付金等支給法の一
部改正に關する請願(橋本龍伍君
紹介)(第二四七八号)
- 五四五 生活保護法の基準額引上げ
等に關する請願外二件(淺沼稻次
郎君紹介)(第二四七九号)
- 五四六 同(井堀繁雄君紹介)(第二
四五〇号)
- 五四七 同外一件(石野久男君紹介)
(第二四五二号)
- 五四八 同(原彪君紹介)(第二四五
三号)
- 五四九 後保護施設の拡充等に關す
る請願(原彪君紹介)(第二四五三
四号)
- 五五〇 同(山花秀雄君紹介)(第二
四五三五号)
- 五五一 後保護施設の拡充等に關す
る請願(原彪君紹介)(第二四五三
六号)
- 五五二 同(中村高一君紹介)(第二
四五三七号)
- 五五三 結核回復者の職及び住宅確
保に關する請願(淺沼稻次郎君紹
介)(第二四五八号)
- 五五四 同外一件(石野久男君紹介)
(第二四五九号)
- 五五五 傷病手当の給付期間延長等
に關する請願(淺沼稻次郎君紹介)
(第二四五九号)
- 五五六 同(原彪君紹介)(第二四五九
〇号)
- 五五七 國民健康保険の改善に關す
る請願(山花秀雄君紹介)(第二四
九二号)
- 五五八 同(原彪君紹介)(第二四五九
一号)
- 五五九 後保護施設の拡充等に關す
る請願(原彪君紹介)(第二四五九
二号)
- 五六〇 同(山花秀雄君紹介)(第二
四五九三号)
- 五六一 國立病院等の給食費増額及
び完全絶食、看護基準の明確化に
關する請願(淺沼稻次郎君紹介)
(第二四五九五号)
- 五六二 同(原彪君紹介)(第二四五
九六号)
- 五六三 同(福田赳氏君紹介)(第二
四五九七号)
- 五六四 結核回復者に対する公営住
宅優先割当等に關する請願(山花
秀雄君紹介)(第二四九八号)
- 五六五 健康保険法及び日雇労働者
健康保険法の一部改正に關する請
願(山花秀雄君紹介)(第二四九九
一号)
- 五六六 作業療法の内容充実等に關
する請願(山花秀雄君紹介)(第二
五〇〇号)
- 五六七 社会保険診療報酬の改訂反
対に關する請願(山花秀雄君紹介)
(第二五〇一号)
- 五六八 國立病院等の給食費増額及
び看護設備改善に關する請願(山
花秀雄君紹介)(第二五〇三号)
- 五六九 結核後保護施策の恒久的制
度確立に關する請願外一件(淺沼
稻次郎君紹介)(第二五〇四号)
- 五六一 新医療体系案の内容改善に
關する請願(原彪君紹介)(第二五
〇五号)
- 五六二 國立病院等における看護婦
の産休のための定員確保に關する
請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二五
〇六号)
- 五六三 同(原彪君紹介)(第二五〇七
八号)
- 五六四 結核予防法に關する請願
関する請願外二件(淺沼稻次郎君
紹介)(第二五〇八号)
- 五六五 同(原彪君紹介)(第二五
〇九号)

五七六 社会保険の給付内容改善等に關する請願(五十嵐吉藏君紹介) (第二五二号)	五七八 結核回復者寮の増設に關する請願(中村高一君紹介) (第二五一号)
五七七 未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に關する請願(石野久男君紹介) (第二五二号)	五八〇 結核回復者の優先雇用に關する請願外一件(中村高一君紹介)
五七八 基地周辺療養患者の保護に關する請願(石野久男君紹介) (第二五一号)	五九一 同(山花秀雄君紹介) (第二五二号)
五七八 病院等の給食費増額及び監査強化に關する請願(石野久男君紹介) (第二五一五号)	五九二 入院結核患者に期末扶助支給に關する請願(中村高一君紹介) (第二五二号)
五八〇 病院等の設備改善に關する請願(石野久男君紹介) (第二五一五号)	五九三 同(石野久男君紹介) (第二五二号)
五八一 国民健康保険の療養給付費国庫補助増額に關する請願外一件(福田赳夫君紹介) (第二五二七号)	五九四 社会保障費増額等に關する請願(中原健次君紹介) (第二五二号)
五八一 結核児童の療養に關する請願(福田赳夫君紹介) (第二五一八号)	五九五 医業類似行為既存業者の業務存続に關する請願(灘尾弘吉君紹介) (第二五五四号)
五八三 国立療養所の入所費無料取扱範囲拡大に關する請願(山花秀雄君紹介) (第二五二九号)	五九六 傷病手当の給付期間延長等に關する請願(鈴木茂三郎君紹介) (第二五五五号)
五八四 戦傷病療養者の保障に關する請願(福田赳夫君紹介) (第二五二〇号)	五九七 結核復回者の優先雇用に關する請願(鈴木茂三郎君紹介) (第二五六六号)
五八五 国立病院等の燃料費増額に關する請願(福田赳夫君紹介) (第二五二一号)	五九八 生活保護法の基準額引上げ等に關する請願(鈴木茂三郎君紹介) (第二五五七号)
五八六 國立療養所の施設関係費増額に關する請願(福田赳夫君紹介) (第二五二二号)	五九九 同(門司亮君紹介) (第二五二五号)
五八七 同(中村高一君紹介) (第二五二三号)	六〇〇 同(三宅正一君紹介) (第二六八号)
五八八 生活保護法による長期入院者の扶助金引上げに關する請願(中村高一君紹介) (第二五二四号)	六〇一 同(足鹿覺君紹介) (第二六六号)
六〇三 戰傷病療養者の保障に關する請願(門司亮君紹介) (第二五五九号)	六一〇 職業訓練制度確立に關する請願(首藤新八君紹介) (第二六六一号)
六一二 私設保育所保母の待遇改善	六一八 引揚者給付金等支給法の一 部改正に關する請願(首藤新八君紹介) (第二六六二号)
六二一 私設保育所保母の待遇改善	六三〇 同(渡邊良夫君紹介) (第二六〇八号)
六三〇 同(永田亮一君紹介) (第二八九号)	六三一 同(古井喜實君紹介) (第二七八九号)
六三一 同(松岡駒吉君紹介) (第二八九号)	六三二 同(渡邊良夫君紹介) (第二六一五号)
六三二 同(首藤新八君紹介) (第二八五五号)	六三三 同(千葉三郎君紹介) (第二六一六号)
六三三 同(赤松勇君紹介) (第二五九号)	六三四 同(福田篤泰君紹介) (第二八五七号)
六三四 同(足鹿覺君紹介) (第二五九号)	六三五 同(松岡駒吉君紹介) (第二八五八号)
六四九 同(足鹿覺君紹介) (第二五九号)	六三六 衛生検査技術法案の受験資格適用に關する請願(並木芳雄君紹介) (第二七三三号)
六四九 同(足鹿覺君紹介) (第二五九号)	六三七 職業訓練制度確立に關する請願(鈴木善幸君紹介) (第二七九〇号)
六五〇 同(淺沼稻次郎君紹介) (第二九六一号)	六四九 同(足鹿覺君紹介) (第二九〇号)
六五二 同(井堀繁雄君紹介) (第二九六三号)	六五三 同(今村等君紹介) (第二九六四号)
六五四 同(稻村隆一君紹介) (第二九六四号)	六五四 同(稻村隆一君紹介) (第二九六四号)

九六五(五号)	六七四 引揚者給付金等支給法の一 部改正に關する請願外七件(橋本 龍伍君紹介)(第二九八五号)	六七五 同(片島港君紹介)(第一九 六七号)	六五五 同(風見草君紹介)(第一九 六六号)
九六九(号)	六七六 同(永田亮一君紹介)(第三 〇〇五号)	六五七 同(北山夢郎君紹介)(第二 九六八号)	六五八 同(高津正道君紹介)(第二 九六九号)
同(木下哲君紹介)(第二 七〇号)	六七七 活性酸素利用による健康保 持に關する請願(長谷川四郎君紹 介)(第三〇二四号)	六六〇 同(小牧次生君紹介)(第二 九七一号)	六五九 同(佐々木更三君紹介)(第 二九七二号)
同(佐々木更三君紹介)(第二 九七二号)	六七八 養老年金支給に關する請願 (漢野清吾君紹介)(第三〇一五号)	六六一 同(佐々木更三君紹介)(第 二九七三号)	六六二 同(下川儀太郎君紹介)(第 二九七三号)
同(田中織之進君紹介)(第二 二九七四号)	六七九 民間電気治療營業禁止反対 に關する請願(長谷川四郎君紹 介)(第三〇六二号)	六六三 同(田中織之進君紹介)(第 二九七五号)	六六四 同(堂森芳夫君紹介)(第二 二九七五号)
同(中井徳次郎君紹介)(第二 二九七六号)	六八〇 地方衛生研究所法制定に關 する請願(臼井莊一君紹介)(第三 〇六三号)	六六五 同(平田ヒデ君紹介)(第二 二九七五号)	六六六 同(平田ヒデ君紹介)(第二 二九七五号)
同(細追兼光君紹介)(第二 二九七八号)	六八一 薬事法改正に關する請願 (五島虎雄君紹介)(第三〇六四号)	六六七 同(細追兼光君紹介)(第二 二九七九号)	六六八 同(三鍋義三君紹介)(第二 二九七九号)
同(八木一男君紹介)(第二 二九八〇号)	六八二 医薬類似行為既存業者の業 務存続に關する請願(細田綱吉君 紹介)(第三〇六五号)	六六九 同(八木一男君紹介)(第二 二九八〇号)	六七〇 同(八木一男君紹介)(第二 二九八一号)
同(安平鹿一君紹介)(第二 二九八三号)	六八三 因業類似行為既存業者の業 務存続に關する請願(井原岸高君 紹介)(第三〇九八号)	六七一 同(矢尾喜三郎君紹介)(第 二九八二号)	六七二 同(安平鹿一君紹介)(第二 二九八三号)
同(和田博雄君紹介)(第二 二九八四号)	六八四 同(細橋渡君紹介)(第三 〇九九号)	六七三 同(渥上房太郎君紹介)(第 二一〇〇号)	六七四 同(八木昇君紹介)(第二九 八一号)
地方衛生研究所法制定に關 する請願(臼井莊一君紹介)(第三 〇六三号)	六八五 同(渥上房太郎君紹介)(第 二一〇〇号)	六八六 民間電気治療營業禁止反対 に關する請願(山下春江君紹介) (第三〇九九号)	六七五 同(風見草君紹介)(第一九 八二号)
七〇五 国民健康保険法の一部改正 に關する請願(五島虎雄君紹介) (第三一七七号)	七〇四 国立療養所等の看護人員増 額に關する請願(五島虎雄君紹介) (第三一七七号)	七〇六 未帰還者留守家族等援護法	七〇七 生活保護法の基準額引上げ 等に關する請願(五島虎雄君紹介) (第三一八〇号)
七〇六 同(藤枝泉介君紹介)(第三 二八九号)	七〇七 同(和田博雄君紹介)(第三 二九〇号)	七〇八 結核予防法に關する請願 (五島虎雄君紹介)(第三一八二号)	七〇九 健康保険法に關する請願 (五島虎雄君紹介)(第三一八二号)
七〇七 同(池田禎治君紹介)(第三 三二九号)	七〇八 同(井岡大治君紹介)(第三 三二九号)	七一〇 結核回復者に対する公営住 宅優先割当等に關する請願(五島 虎雄君紹介)(第三一八三号)	七一〇 同(吉川兼光君紹介)(第三 一七二号)
七〇八 同(稻村隆一君外三名紹介 介)(第三一九三号)	七一〇 同(吉川兼光君紹介)(第三 一七四号)	七一一 重度障害者の障害年金支給 に関する請願(河野繁君紹介)(第 三二八四号)	七一一 重慶保険法に關する請願 (岡本隆一君外三名紹介)(第三一 九四号)
七〇九 同(鶴村武一君紹介)(第三 二三六号)	七一〇 同(鶴村武一君紹介)(第三 二三七号)	七一二 保育所措置費国庫負担増額 に関する請願(山下春江君紹介) (第三二九号)	七一二 保育所措置費国庫負担増額 に関する請願(河野繁君紹介)(第 三二八四号)
七一〇 同(龜山孝一君紹介)(第三 二三六号)	七一〇 同(龜山孝一君紹介)(第三 二三七号)	七一三 国民健康保険法の助産業給付 に関する請願(小金義照君紹介) (第三三二九号)	七一三 国民健康保険法の助産業給付 に関する請願(福永健司君紹介)(第 三三二九号)
七一〇 同(古屋貞雄君紹介)(第三 二三八号)	七一〇 同(古屋貞雄君紹介)(第三 二三九号)	七一四 生活保護法の一部改正に關 する請願(福永健司君紹介)(第 三三二九号)	七一四 生活保護法の一部改正に關 する請願(井堀繁雄君紹介)(第三 三三二九号)
七一〇 同(門司亮君紹介)(第三 二三九号)	七一〇 同(門司亮君紹介)(第三 二三九号)	七一五 地方衛生研究所法制定に關 する請願(神田博君紹介)(第三 三三二九号)	七一五 地方衛生研究所法制定に關 する請願(神田博君紹介)(第三 三三二九号)
七一〇 同(八木一男君紹介)(第三 二三九号)	七一〇 同(八木一男君紹介)(第三 二三九号)	七一六 同(中曾根康弘君紹介)(第 三三二八六号)	七一六 同(中曾根康弘君紹介)(第 三三二八六号)
七一〇 同(福田赳夫君紹介)(第三 二三九号)	七一〇 同(福田赳夫君紹介)(第三 二三九号)	七一七 同(淡谷悠藏君紹介)(第三 三三二七号)	七一七 同(淡谷悠藏君紹介)(第三 三三二七号)
七一〇 同(石橋政嗣君紹介)(第三 三三二七号)	七一七 同(井手以誠君紹介)(第三 三三二七号)	七一八 同(井岡大治君紹介)(第三 三三二七号)	七一八 同(井岡大治君紹介)(第三 三三二七号)
七一〇 同(井端繁雄君紹介)(第三 三三二七号)	七一九 同(井端繁雄君紹介)(第三 三三二七号)	七一九 同(井端繁雄君紹介)(第三 三三二七号)	七一九 同(井端繁雄君紹介)(第三 三三二七号)
七一〇 同(西ヶ久保重光君紹介) (第三三二七号)	七二〇 同(西ヶ久保重光君紹介) (第三三二七号)	七二〇 同(西ヶ久保重光君紹介) (第三三二七号)	七二〇 同(西ヶ久保重光君紹介) (第三三二七号)

るものと認め、採択の上内閣に送付すべきものと決したいと思いますが、御異議ありませんか。

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

その他の各請願につきましては、議案との関係その他の都合により採否の決定を保留いたすことになります。

なお、ただいま議決しました各請願に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔速記中止〕

○森山委員長 それでは速記を始めて下さい。

○森山委員長 昨二十三日付託されました参議院提出のけい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に關する臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。まず発議者より趣旨の説明を聴取することといたします。大矢正君。

けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に關する臨時措置法案
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に關する臨時措置法
(療養給付)

第一条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害に關する特別保護法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

(傷病手当)

第二条 政府は、前条の規定により療養給付を受ける者が、同条に規定する療養のため、労働することができず、かつ、賃金を受けない場合においては、その者に対して、その療養の期間につき傷病手当を支給する。

2 前項の傷病手当の額は、当該傷病手当の支給を受ける者が特別保護法第十二条第一項に規定する期間の経過する直前ににおいて、同法第十二条(同法第十三条において準用する場合を含む。)の規定により受けた休業給付の額に相当する額とする。

3 労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、前項の傷病手当の額について準用する。

(国庫の負担)

第三条 国庫は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關して必要な費用の十分の八を負担する。(負担金の徴収)

第四条 政府は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關して必要な費用の十分の八を負担する。

(負担金の徴収)

よる療養給付及び傷病手当に關して必要な費用に充てるため、粉じん作業(特別保護法第二条第一項に規定する粉じん作業をいう。)に従事させる事業等の事業に対する賃金を徴収する。

2 前項の負担金は、特別保護法の定めるところにより、同法第十五条に規定する負担金とあわせて徴収する。

3 特別保護法第十六条の規定は、第一項の場合に準用する。

(不服の申立て)

第五条 第一条に規定する都道府県労働基準局長の認定を拒否された者は、医師の診断書及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に不服の申立てをすることができる。

2 労働大臣は、前項の規定による不服の申立てがあつた場合において、その申立てが理由があると認めることは、申立ての日から六十日以内に、療養を必要とする旨の認定をしなければならない。

3 前項の場合には、特別保護法第三十一条第四項の規定を準用する。

(差押の禁止)

第六条 特別保護法第三十二条及び第三十六条の規定は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關して準用する。

(労働基準法)

第七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する規定を国庫に提出しなければならない。

2 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 第一条及び第二条の規定は、特別保護法第十二条から第十三条までの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこの法律の施行前に経過した者についても適用し、この法律の施行後において療養給付を行ひ及びこの法律の施行後における期間について傷病手当を支給する。

3 この法律は、昭和三十五年三月三十日限りその効力を失う。

3 この法律は、昭和三十五年三月三十日限りその効力を失う。

4 第一条及び第二条の規定により政府が行つた療養給付及び傷病手当の支給に關し必要な費用に充てるための負担金の徴収に關しては、第四条の規定は、前項の規定

よる療養給付及び傷病手当に關して必要な費用に充てるため、粉じん作業(特別保護法第二条第一項に規定する粉じん作業をいう。)に従事させる事業等の事業に対する賃金を徴収する。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公課の禁止)

第八条 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受けた金品を標準として課することができる。

2 この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関する書類には、印紙税を課さない。

(差押の禁止等)

第九条 この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(時効)

第十条 この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し又は還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中止、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。

(罰則)

2 法人の代表者は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し同条の罰金刑を科する。

(政府の義務)

第十三条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十四年十二月三十一日までに、特別保護法の改正に關する法律案を国会に提出しなければならない。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 第一条及び第二条の規定は、特別保護法第十二条から第十三条までの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこの法律の施行前に経過した者についても適用し、この法律の施行後において療養給付を行ひ及びこの法律の施行後における期間について傷病手当を支給する。

3 この法律は、昭和三十五年三月三十日限りその効力を失う。

4 第一条及び第二条の規定により政府が行つた療養給付及び傷病手当の支給に關し必要な費用に充てるための負担金の徴収に關しては、第四条の規定は、前項の規定

律第六十一号)の一部を次のよう改定する。

第四条第三十一号の四の次に次の二号を加える。

三十二の五　けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改定する。

法律第二百六十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第二百六十七号)の規定により支給を受ける金品

法律第二百六十七号に基いて、療養を必要とする者を認定し、療養給付及び傷病手当の支給を行い、並びに負担金を徴収すること。

第八条第一項第六号の三の次に次の二号を加える。

六の四　けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法に基く療養給付、傷病手当の支給及び負担金の徴収に関すること。

第八条第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法」を、「けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法及び外傷性せき臓障害に関する臨時措置法に基く療養等に関する臨時措置法」に改める。

第八条第二項中「及び第六号の三」を、「第六号の三及び第六号の四」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を、「けい肺及び外傷性せき臓障害に関する臨時措置法(これに基く命令を含む。)」に改める。

○大矢参議院議員 ただいま議題となる理由を御説明申し上げます。

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

○森山委員長 たゞまに議題となる理由を御説明申し上げます。

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

○堀政府委員 けい肺の健康診断につきましては、昭和三十一年度、三十一年度、三十二年度、この三ヵ年間にわたりましてけい肺保護法の規定に基づきまして健康診断を実施したわけでございましたが、昭和三十一年度におきましては、その八割を負担し、二割を事業主に負担させるということにいたしました。

次に第二点といたしまして、政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる賃金を受けない場合においては、その八割を負担し、二割を事業主に負担させることがあります。

しかし、本法案により応急的措置

療においてその治療が不可能であることにかんがみ、人道的見地から、第二回特別国会においてけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法が制定されましたことは、御承知の通りであります。

ところで、この特別保護法が制定施行されましてから二年半余を経過して今日に至ります間に、この特別保護法の実施について諸種の問題が生じ、また論議されて参りましたが、いまだ開係者の間において結論を見るに至らない事項が多く存するのであります。

従つて特別保護法全般に關する諸問題の根本的検討については、なおしばらくの時日を必要とすると申さねばなりません。ところが昨年秋から、特別保護法による療養給付の期間が切れた人間、けい肺及び外傷性せき臓障害に關する特別保護法の規定による療養給付の給付期間が経過しても、なお療養を必要とする都道府県労働基準局長が認定した者に対しても、当分の間、療養給付を行なうとともに、その者が当該療養のため労働できず、かつ賃金を受けないと場合においては、その療養の期間につき傷病手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

用を支給いたしますとともに、その者が当該療養のため労働できず、かつ、傷病手当の支給に要する費用は、国が負担するべきです。これまでこれら療養給付及び傷病手当を支給しようとするものであります。

しかし、本法案により応急的措置としてなされますこれら療養給付及び傷病手当の支給に要する費用は、国が負担するべきです。これまでこれら療養給付及び傷病手当を支給しようとするものであります。

この法律施行に要する経費 約一億円(昭和三十三年度)

○森山委員長 そうすると、けい肺患者の症状等の全貌というのは、三ヵ年の診断結果としてはまだ明らかにされない、こういうことですか。

○堀政府委員 さようでございます。

○森山委員長 これは議員提案として出されました。政府がもしこの法律を何らかの措置をとらなければならぬということをお考へになる場合には、今法律改正をやるということは時期として適当かどうかという、そういう事務当局の判断というものを聞かせていただきたい。

○堀政府委員 この面につきましては実はけい肺保護法に対する国会の附帯決議の関係等もあり、またこれに関連していろいろ改正の御意見等も出ておりまして、これにつきましては、御承知のごとく現在のけい肺保護法の中に、けい肺に關する重要な事項を審議するために労使、中立第三者構成のけい肺審議会を開くことになつております。この法律に関する重要な事項、あるいは改正等は当然重要事項に入りますので、これらの問題については、政府といいたしましては、このけい肺審議会の御意見を伺つておるところでござります。残念ながら今日までけい肺審議会の御意見はまとまりませんので、現在に至つておるわけでございますが、政府といいたしましてはこの間におきまして、たとえば喫煙の要務とされております二年間のけい肺保護法の期間が切れました者について、その中で非常に気の毒な現状にある方につきましては、労災保険の保健施設を利用いたしまして、事実上療養を継続させるというような措置を行政的に考えておる、このような段階でござります。

○森山委員長 政府がけい肺法改正を実施するといったしますれば、このけい肺審議会の御意見を伺う必要がありまつたので、けい肺審議会に御意見を伺いまして、その上で検討に着手する、このような段階になるわけでござります。肺審議会の御意見を伺う必要がありまして、けい肺審議会に御意見を伺いまして、それから次にお伺いします。

○森山委員長 それから次にお伺いしますが、そのけい肺に対する医学的な研究といふものは、この二、三年間にどの程度進歩しておるか。かつてはこれは不治の病であるということになつておつた。私どもも、非常にまじめに効いた境内労働者が不可避的にかかる、かかつたらなおならないということで、これは何とかしなければいかぬと考へておつたが、しかし最近の医学的な研究といふのは、そういう私どもが考へておつたときのような状態にあるか、あるいは多少の進歩等が見られておるのか、その状況について一つ伺っておきたいと思います。

○堀委員長 この点につきましては、最近けい肺に対しまる医学的研究は相当進歩しておるわけでございます。たとえば從来はとんど不可能視されておりましたけい肺結核の外科手術、肺葉切除等の手術も成功したという実験例もあるわけでございます。そこでこれにつきましてはけい肺審議会の中へも医師の方に中立委員として入つていただいておりますし、またわれわれとしましてはけい肺審査医を民間の医師の方に御依頼申し上げておるわけでありますけれども、これらの御意見等によりますると、今後においても医学的研究の進展が期待され、これが今法律改正をやるという段階にはないということですか。

る、このような状況でござります。
○森山委員長 それからこれは提案者
にお伺いしたいのですが、労災保険に
による三年の療養期間が切れて、肺結核
による給付に移行した患者について、
労災保険の打ち切り補償とけい肺法の
傷病手当というものが重複することにな
なると思いますが、これについてはどう
お考えになりますか。

○大矢参議院議員 その議論はすでに
特別保護法制定のときになされた議論
でありまして、委員長のよく御認識をいた
だいているところではないかと申
うのであります。が、前回の特別保護法
制定の当時考られた考え方と全く同様
な考え方において、今回も臨時措置法を
としてただいまの給付の問題について
は考えておるということだけをこの際
申し上げておきたいと思います。

○森山委員長 提案者のお考えはわかつ
りましたが、労働省の方としては「これ
についてどうお考えになりますか」。
○堀政府委員長 この点についてはいろいろ
御議論の分れるところであります
て、けい肺審議会におきましても、害
はこの問題については打ち切り補償100
二百日分がすでに支給されておるの
であるから、これ以上この療養及び休
業の給付の期間を延ばすこととは適当
じゃないのじゃないかというような御
意見もござります。たしかしこれに
つきましては、三百日分の打ち切り
補償は支給するけれども、それは当然
の権利として労働者がすでに受けてお
るところであるから、この二年間をさ
らに延長するというような場合には、
それはまた別個に考えれるべきである
というような御意見も出ておるわけですが
ございまして、われわれといたしまし

まずこのことは今回の措置法として本的な考え方であります。それから議会の議を経なければならぬといふことであります。もちろん労働某法の精神その他から申しまして、当妥ではないかと思うのであります。が、先ほど申し上げましたごくともにあくまでもこの法律は二年間を限つたの限時的な立法でありまして、臨時な措置の内容から推して御了承いただけるのではないかと思いますことと、それから二年後にはこれは一切あらめて根本的に検討し直すという前提についておることも同時にあわせて考られます。

それからいま一つは、審議会も便、それから中立という形におきましておのおの利害が相反する場合も往々ありまして、意見を短期間に集約をすることはなかなか困難な情勢にもあらうかと存じます。さらにはまたわざの時間の中でいろいろと根本問題にかのばつて御議論をいたやすくこともなかなかむずかしかろうと存じますしすでに昨年の秋以来保護法が打ち切られまして困窮いたしております患者あることでござりますので、私どもしても非常に残念ではございまして提案をしたという運びでござります。

は、実はこのけい肺保護法の立案當時におきましたいろいろ御議論のありましたところであります。使用者側の無過失賠償責任をどこまで認めるかというような問題とも関連する問題でござりますが、一応けい肺保護法におきましては、さらに打ち切り補償後二年間だけは国庫二分の一、使用者二分の一という負担にする特別保護法として立案を行う、このようなことになつたわけでございます。この点につきましては、これもけい肺審議会等においていろいろ御議論の分れるところでございまして、使用者側の委員等の主張によりますと、これは使用者の無過失賠償責任の範囲を逸脱するものであるから、これ以上使用者側に負担をかけられるのは困る、こういうような御意見もあるわけであります。またこれに反対の御意見もあるわけでございます。これらの問題については、やはりわれわれとしてはけい肺審議会において御検討を十分願いまして、その上でこの問題を検討いたいと考えておつた次第でございます。

いますが、この段階では私どもとして法制度にいろいろな問題があるというふうにことを申し上げかねるわけあります。まず第一点でございますが、現在の法定委員長のお尋ねがございました先ほど労働省からお答えがございましたが、私どもも全くその点につきましては同感でございます。健診診断の結果がこの七月に最終的にはつきりする点もございます。またけい肺審議会の審議を経るべきだというような点もござりますので、もう少し時間をかけていたすのが本筋ではなかろうかと想うただいて、現在の制度を全面的に検討いたしますのが本筋ではなかろうかと思ふわけでございます。特にこの八割負担で二年間延長するというような法案で参りますと、国庫負担を大ざっぱに試算をいたしてみますと、初年度で一億近い、八千方ないし一億の負担があるかと存じます。二年目になりますと、このまま参りましてもその倍になりますして、二億というような国庫負担が生じて参ると思います。御承知の通り現行法によりますけい肺関係の国庫負担は、予算に計上いたしましたものが一億七千万でございまして、予算が成立いたしまして、やっと今本年度の実施行に入ったばかりの段階でございますが、これに対しまして約一億円というような相当大幅な負担増をいたす法案は、先ほどお話のございましたように、二年間の暫定的な限界立法ではございますが、またそれらの点も相当検討を要する問題かと思います。またこ
れも先ほど労働省から説明がありま

たが、療養期間が切れまして、なお療養費を実際問題として必要とするという方々につきましては、三十三年度予算で一千万円程度を計上いたしまして、事実上療養を継続するという措置を実行してあるわけでございまして、私もどもといったましても、先ほど申し上げました健康診断の結果、あるいは療養会の御意見というようなものを取りまとめまして、もう少し時間をかかしていただきて検討いたしたい、かように考えておったところでございます。
なお立ちましたついで恐縮でござりますが、全体として今のような問題がございますが、さらに個々の点について、今後の問題として検討を要すると思いまるのは、先ほどお話をございましたが、二年間延長いたします場合の国庫負担率でございます。これは現行の特別保護法の二年間につきましては五割という国庫負担でございまが、これを特に八割という高率の負担にされております。これはほかの社会保障あるいはいろいろな社会保障制度においても、これまで直接には国と事業主の負担区分、もう一つはけい肺その他の外傷性脊髄障害等を起しますことは、一般の労災保険でそういうものも保険料としてある程度業主の負担とその他の一般の労災保険に加入しております企業の負担——と申しますことは、一般的労災保険でそこまでございますから、これと今回二年間延長します期間内における休業補償費でございますが、労災保険によります千二百円分の打切り補償が一旦出ているわけですから、これと今回二年間

割という問題も、先ほどの御説明がございました通り、現行の特別保護法ですでに重複といえば重複しているといふても相当慎重に検討を要すべきではなかろうかと存じます。

○森山委員長 この法律ができましたのは予算ができた後で、予算を相当食ひでござりますから、そういった点についても相当慎重に検討を要すべきであります。

○村上政府委員 御指摘の通り予算成立後の立法でござりますので、もししかりにこの法律が法律として効力を発効しました場合におきましては、まず予算上流用の余地がありますれば流用をもつて措置することに相なろうかと存じますが、項の予算の組み方の関係で、あるいはそういう余裕が本件につきましてはないのではないかと思思います。従いましてそういう関係から申しますと、将来これは予算補正といいうような問題が起つて参るかと存じます。

○森山委員長 委員長よりの質疑は以上通りであります。いずれにしましてもけい肺とか外傷性脊髄障害にかかる方々は非常にお氣の毒な方々でありますから、これらの方々について事務手続上いろいろむずかしい点がありまして、できるだけそういう点について好意的な御運営をなさることを委員長として希望いたします。

○八木(一男)委員 ちよとけい肺法に関するまことに政府当局にお伺いいたしたいのですが、いわゆるけい肺法のよろけ病と同じ症状を呈して、同じよう困っている病気の人があるわけで

す。それはアスベストを取り扱う工場にあるわけでありますが、これは現在いけい肺法の適用を受けておらないようござります。
〔委員長退席、野澤委員長代理着席〕
症状は同じで、対象の人数はごく少い、アスベストを取り扱う労働者は全国でごくわずかです。よろけの症状のある人もごくわずかです。全国探してもすぐぶつかるのは二十人くらいしかいないんじゃないかなと思いますが、国庫支出にもそう影響もございませんでし、同じ疾気で、よろけで苦しんでいる人をいけい肺法に適用させることが必要だと思うわけでございますが、それについて政府の御意見を伺いたいと思ひます。

業務に従事した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事の行う講習において、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識及び技能を修得したものに対しては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、同項の免許を与えることができる。

4 旧国民学校令（昭和十六年勅令第一百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第一項の規定の適用については、学校教育法第四十一条に規定する者とみなす。

5 栄養改善法（昭和二十七年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加え
 (栄養指導と調理)

第十二条の二 特定多數人に対する継続的に食事を供給する施設における調理は、当該施設が栄養指導員の指導を受けている場合又は当該施設に栄養士が置かれている場合にあつては、それぞれその栄養指揮員又は栄養士の栄養指導に従つて行われなければならない。
 (厚生省設置法の一部改正)
 6 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十一号の三の次に次

の一号を加える。

二十一の四 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に關して都道府県知事の行う講習及び試験の基準を定める

こと。
 第九条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 調理師法（昭和三十三年法律第一号）を施行すること。

理 由

国民の食生活の向上に資するため、調理師の資格等を定めて調理従業者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○草葉參議院議員 ただいま議題となつた調理師法案の提案理由を御説明申し上げます。

第二百四十八号の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の二条を加える。
 (栄養改善法の一部改正)

が必要とされるのであります。

また、国民の健康の保持及び増進の上からは、美味と栄養とをマッチさせること。

に關して都道府県知事の行う講習及び試験の基準を定める

こと。

に關して都道府県知事の行う講習及び試験の基準を定める

実務に從事した後、都道府県知事が行います試験に合格するというコースでございます。

なま、この調理師の制度の創設に関連いたしまして、特定多數人に対する備えることが要請されるのであります。

このために、すでに多くの都道府県において努力しているのであります。

その資格要件が各都道府県によつてまちまちでございまして、資質向上に資するに十分とは申せない実情であります。

この際、国がこれを統一して全国的制度にいたし、調理師の資格を整備する必要がありますと考へまして、

ここに調理師法案を提出することにいたしました次第であります。

次に本法案の内容の概略を御説明申し上げます。本法案は、調理技術の合

理的な発達と国民の食生活の向上に資する目的のもとに、調理の業務に從事する者の資質向上をはかるため、一定の調理、栄養、衛生に関する知識技能を備えることを調理師の資格要件とすることにいたしたいと考えまして、調理師の免許制度を設けることにいたしました。

調理師の免許制度の効果といたしましては、調理師でなければ調理師の名前を使用してはならないという名称使

用の制限を規定しております。

最後にこれら調理師が自主的にみずから技能を向上させ、その他福祉の

増進をはかるための自主的団体としての調理師会の組織に關し規定いたしております。

調理師の免許を受けるには、三つの

コースがあります。その第一は、義務教育修了後、厚生大臣が指定いたしました調理師養成施設で一年以上、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識、技能を修得するコ

ース、その第二は、義務教育修了後二年以上調理の実務に從事した後、都道府県知事が行う相当期間の講習に通つて調理師たる

規定期による調理師とみなすこととした

に、現在都道府県の条例または規則によつて調理士免許を取つてゐる者は、

条例または規則によつて調理士免許を取つてゐる者及びこの法律施行前に五

年以上的実務経験がある者に限つて

規定による調理師とみなすこととした

に、現在都道府県の条例または規則によつて調理士免許を取つてゐる者、

いよいよわかつたのであります。

これは調理師の身分法だとと思うのですが、調理師自身というものを技術職として見て見られたかどうか、この点をお伺いいたします。

○野澤人君

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○植村委員長代理 これにて趣旨の説明は終りました。質疑に入ります。野澤清人君。

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野澤委員 簡單な事項ですが、二、三お伺いしたいと思います。

提案者といたしまして、この調理

法案を提案されました御趣旨は、ただ

いまよくわかつたのであります。

これは調理師の身分法だと思うのです

が、調理師自身というものを技術職と

して見て見られたかどうか、この点をお伺いいたします。

○草葉參議院議員 調理師を技術職と

見まして、従つてこの調理師法案の師

というのも、そういう意味においてこ

の文字を使つたわけあります。

○野澤委員 調理師の免許を受けた

る新しい調理師免許を受けることがであります。

なま、この調理師の制度の創設に関連いたしまして、特定多數人に対する

ものにおいて行われる調理は、これ

らの者の栄養指導に従つて行わなければならぬ旨の規定を栄養改善法に設

けることといたしました。

以上本法案の提出理由及び内容の概

略を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野澤人君

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○植村委員長代理 これにて趣旨の説明は終りました。質疑に入ります。野澤清人君。

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野澤委員 簡單な事項ですが、二、三お伺いしたいと思います。

提案者といたしまして、この調理

法案を提案されました御趣旨は、ただ

いまよくわかつたのであります。

これは調理師の身分法だと思うのです

が、調理師自身というものを技術職と

して見て見られたかどうか、この点をお伺いいたします。

○草葉參議院議員 調理師を技術職と

見まして、従つてこの調理師法案の師

というのも、そういう意味においてこ

の文字を使つたわけあります。

○野澤委員 調理師の免許を受けた

る新しい調理師免許を受けることがであります。

なま、この調理師の制度の創設に関連いたしまして、特定多數人に対する

ものにおいて行われる調理は、これ

らの者の栄養指導に従つて行わなければならぬ旨の規定を栄養改善法に設

けることといたしました。

以上本法案の提出理由及び内容の概

略を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野澤人君

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○植村委員長代理 これにて趣旨の説明は終りました。質疑に入ります。野澤清人君。

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野澤委員 簡單な事項ですが、二、三お伺いしたいと思います。

術を發揮するというのが本然の姿で、あって、いわゆる無形文化財とまでいわれたものが、同一資格、同一名称で呼称されるということには、何か矛盾があるような気がするのです。従つてこれは大工と同じように、宮大工もあれば家具を作るような大工さんもあると同じように、相当その経験年数等によつては技術の差が生まれてこなければならぬ。従つて免許取得の方法は同一であつても、資格そのものの運用については、たとえば一等調理師とか二等調理師とか三等調理師というような階層があつた方がよろしいのではないかという、これは感じでございまが、こうした点について、私どもはちょっと見受けまして、将来この法律自体、身分法自体には問題點が必ず起きてくるのではないか、こういう感じがいたしますが、この点提案者としてどのようにお考えでありますか。

○野澤委員 もう一点でありますのが、調理師会の組織に関しまして、地域的区分が全然なされておりません。そうしますと市でも町でも調理師会が設けられる、こういうことになってしまふのです。しかもこの調理師会の自主的団体という名前は、おそらく調理師のあつせんが主たる業務になるのではないか、技術の研磨ももちろんですが、そういう感じがいたします。そうしますと、従来この調理師会というものが、ややもすれば一つのあつせん団体となつて、かなり社会的な弊害も起き、調理師自体の身分としてもかなり拘束されるという悪いがあつたような感じがいたします。こういう点についても、さうに検討する必要があるのではないか、もう一点「栄養指導員の指導を受けたまたは栄養士の」というところであります、将来調理師ができました上の栄養士と調理師との関係についても、よほどしっかりと明文がないと混同しやすいのではないか、これは感じを申し上げて、總括して提案者にお聞きしたいのですが、立法の趣旨も考究方も非常に優秀だと思う、また時局柄こうした法制化をするということは、おそらく国民としても、社会のあらゆる制度から考えて必要なことはわからりますが、相当大きな構想でありまして、障子の張りかえをしなければならないような部分がたくさんあるように感じられる、目張りが必要か紙を取りかかる必要があるか、詳細なことについて、国会にでも十分検討されてお手直しがされる御意図があるかなどどうか、この点だけを總括的にお答え願えればうけつけようなど存じます。

もつともな御質問だと存じます。ただお話を調理師会というのではなく、基本的な問題だけを出しております。実際上の問題につきましては、あるいは研修範囲とかいろいろ問題があろうと思いまして、それはあります点は、これは職業安定法によってあっせんいたします場合は労働大臣の許可を経ないといけない、これとはまたおのずから別になつてくると存じております。そういうふうに調理師会が職業のあっせんをするというようなやり方は考えておりません。栄養士との関係におきましては、実はここにもその点を出しておりますが、なお専員のおるところは、その指導によつてやるという建前をとつておりますが、これらの点につきまして、なお栄養士のおるところ、あるいは栄養指導員のおるところは、その指導によつてやるという建前をとつておりますが、これらを整備する意味において、内容の充実を期することは私どもも考えておる次第でござります。

本案は原案の通り可決すべきものと決しました。
なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植村委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔植村委員長代理退席、委員長着席〕

○森山委員長 次に、けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

本案についての御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 別に御質疑もないようありますから、本案に対する質疑は終了したとの認めます。

これより討論に入ります。大橋武夫君。

○大橋(武)委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりましたけい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案に賛成の意見を表明する次第でございます。(拍手)

昨年秋から特別保護法による療養給付の期間が切れた人々のうちに、引き続き療養を必要とする多数の方々がいるのでございまして、これが措置であります。つきましては、すみやかに何らかの方策を立てなければならぬ次第でございまして、本案はこの問題に対する一つの対策を目的とされたものでございまして、かような意味におきまして、緊

急な法案であることは疑問の余地ない次第であります。

ただ本案につきまして多少問題となる点がございますが、それはこの種の労働立法におきましては、労使対等の原則によりまして、労使双方において十分な意を尽したる後案を立ててして国会に提出される、これが從来の労働立法のしきたりであつたと思うのでございます。この問題はきわめて急を要した關係かと思ひますが、かような手続の点において欠ける点がありますことはまことに遺憾に存する次第でございます。ことにこの案の中におきましては、事業主に対しまして從来なかつた法律上の負担を命することになつておるのでござりますから、かような意味におきましても特に慎重に検討をする必要があつたと思うのでござります。しかしこの問題につきまして、現状におきましてけい肺対策審議会その他の手続をとることは困難であることには私どもも認めますので、どうしてもこの問題に対し適切な対策を立てるということになると、この際使用者側に負担を課すことなく、むしろこの費用は全額国庫が負担をすることがよろしいのではないか、こういうふうに思うのでございます。

かような意味におきまして、私どもはこの機会に費用の負担関係を修正いたしまして、全額政府負担にいたしたい、かようく存ずるのでござりますが、御承知の通り今国会におきまして、種々な情勢上これ以上審議の時間を持つことがまことに困難でございます。従いまして、私どもは今国会におきましてはこの点まことに不満に存する点でございますが、一応原案のまま

成立をさせるほかないと存じます。しかし次の特別国会におきましてはぜひともこの点を修正いたしまして、この費用については暫定立法の性質にかんがみまして、一應全額国庫において負担すること、そしてこの法案の継続いたしまする二年の間に、将来に対しまして適切な方法、並びに適切な負担区分を考えまして、それによって将来の対策を立てるよういたしたいと思うでございます。

かような意味におきまして、次の国會に私どもは修正案を提案したい、かように存じておりますので、社会党の諸君におかれましても、ぜひとも御協力を願いたい、と同時に政府におかれましても、この修正に対しまして十分なる御協力をお与え下さいますことを希望いたしまして、ここに賛成の意見を述べる次第でございます。

(拍手)

○森山委員長　以上で討論は終局いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(總員起立)

○森山委員長　起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成についていましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長　御異議なしと認め、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

〔参考〕
調理師法案（参議院提出、参法第一五号）に関する報告書
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案（参議院提出、参法第一九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕
請願に関する報告書